

○財務省告示第三十六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成三十年一月十八日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成三十年二月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第三百三十
四回）
二 発行の根拠 財政運営に必要な財源の確保を
図るための公債の発行の特例に
関する法律（平成二十四年法律
第一百一号）第三条第一項並びに
特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十七
条第一項及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした

三 振替法の適
用等

四 発行方法

格競争入札の募入の決定をした

五

募方

イ
入札発競争
価格競争

ロ
国債市場
特別参加

各申込みの申込みのうち応募額を順次割り
 当てる。その応募額を順次割り
 各国債市場特別参加者ごとの応募
 限度額の範囲内において各申

後に行われる入札であつて、財
 務大臣が各限額を定めるもの
 にごとに発行（以下「国債市場特
 別参加者」第Ⅱ非価格競争入札
 発行」という。）

六

イ
発

入札発競争
価格競争
行争額

・別参加者
第Ⅱ非
参場特
市及比
行争額

債市及
市及比
行争額

行争額
行争額
行争額

入札発競争
価格競争
行争額

額面金額で一兆七千八百六十七
 億円、財政運営に必要な財源の
 うち、財務省の公債発行の
 確保を図るため、法律第三十
 九条第一項の
 特例に基き、発行した付
 の規定に基づき、額面金額七
 千九百二十億八千六百五十
 万
 円、特別会計に關する法律第
 十七
 十

ハ					ロ					イ					ハ					ロ																																	
行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	入	価	払	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	入	価	込	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国												
札	入	入	格	別	債	札	入	入	格	別	債	札	格	込	札	入	入	格	別	債	札	入	入	格	別	債	札	格	込	札	入	入	格	別	債	札	入	入	格	別	債	札	入	入	格	別	債						
発	発	発	第Ⅱ	第Ⅲ	場	発	発	発	第Ⅰ	第Ⅲ	場	行	争	額	発	発	発	第Ⅱ	第Ⅲ	場	発	発	発	第Ⅰ	第Ⅲ	場	発	発	発	第Ⅱ	第Ⅲ	場	発	発	発	第Ⅰ	第Ⅲ	場	発	発	発	第Ⅱ	第Ⅲ	場	発	発	発	第Ⅰ	第Ⅲ	場			
					円						四	一	一		で																																						
					二						千	万	兆		二																																						
					百						百	円	八		千																																						
					二						十	千	二		百																																						
					七						億	九	十		億																																						
					千						五	十	九		十																																						
					億						千	百	七		億																																						
					千						百	五	千		七																																						
					百						二十	万	七		億																																						
					二十						八	千	七		億																																						
					八						百	五	千		七																																						
					十						万	七	百		五																																						
					万						五	十			十																																						

行した利付国債については、
 面金額八千九百五十億
 八千万円、同法第六十二
 条第一項の規定に基づき
 発行した利付国債の規
 定に基づいては、額面金
 額で千九百五十五億八
 千七百万円
 特別会計に関する法律第
 四十七
 条第一項の規定に基づき
 発行し
 た利付国債について、額
 面金額

十五
十六
十七
十八
十九
二十

第二期以後の
利息
償還期限
償還金額
元利支
払場所
入札参加
者
払込期日

その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十六号において規定
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払期とし、各支払期にお

いて、その日以前六月間に属す

る利息を支払う。

平成三十四年十二月二十日

額面金額百円につき百円

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成三十年一月十八日